

遊佐町中学校 部活動等ガイドライン

2019年 3月

遊佐町教育委員会

1 ガイドライン設定の趣旨

遊佐町では、学校教育の一環として行われる部活動と学校管理下外の活動が協力しながら、生徒の健全育成や競技力・技術力・表現力等の向上に大きな成果を収めてきた。

一方、「過度な活動による生徒の心身の疲弊」、「保護者の時間的、経済的な負担の増加」、中学校の学校部活動における「担当教員の多忙化」に加えて「専門的指導力の不足」など様々な問題が顕在化してきた。

これらのことから、部活動や学校管理下外の活動に関わる生徒、保護者、教員及び指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる持続可能なスポーツ・文化活動を再構築していく必要がある。

そこで、平成30年3月スポーツ庁にて策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月文化庁にて策定された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年12月県教育庁スポーツ保健課にて策定された「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」に則り、スポーツ・文化活動の環境を整えるために配慮すべき事項を「遊佐町中学校部活動等ガイドライン」として設定する。

2 部活動の定義

- 部活動 → 中学校教育の一環として位置付けられているスポーツ・文化活動同好の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われるもの
- ※ 学校の教職員(学校教育法施行規則78条の2に定める部活動指導員を含む)または、校長が委嘱した外部指導者が指導にあたる。外部指導者は、部活動顧問と連携して部活動を指導することができる。指導者は、校長の方針のもと国・県・遊佐町教育委員会・学校が作成したガイドラインを遵守する。

3 部活動の活動時間及び休養日等の設定

(1) 休養日

- ① 週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上休養日とする。

- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間

※ 準備、後片付けの時間も含め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

<授業日（平日）>

- ① 長くとも2時間程度とする。
- ② 翌日の学校生活を考慮し、下校時刻以降の活動を行わない。
- ③ 活動日数は、週4日以内とする。
- ④ 朝の活動は行わない。

※ ただし、校長が、「中体連主催大会」及び「中文連・吹奏楽連盟主催大会」の前や活動場所の割当等の事情があると認める場合は、実施することができるものとするが、学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画するとともに、1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないよう配慮する。

<週休日 及び 休日>

- ① 長くとも3時間程度とする。
(8時15分から16時45分の間を目途とする。)
- ② 日曜日を活動休止日とする。それができない場合は土曜日とする。
- ③ 3連休等の場合は、最終日を活動休止日とすることが望ましい。

<長期休業中>

- ① 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- ② 長くとも3時間程度とする。
(8時15分から16時45分の間を目途とする。)
- ③ 閉庁日の活動は行わない。

※ 大会・練習試合・合宿等（以下「大会等」という）を計画し、休養日、活動時間を変更する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。

<特別強化期間 ※1 >

「中体連主催大会」及び「中文連・吹奏楽連盟主催大会」の前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替える。

※1 「中体連主催大会」及び「中文連・吹奏楽連盟主催大会」の前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

(3) 活動の停止

- ① 学校の定期テスト前諸活動停止期間は、学習に向かわせるように配慮する。
- ② 学校の教職員（部活動指導員を含む）が活動の安全管理を行うことができない場合は活動を行わない。
- ③ 気象警報発令時および熱中症警報等の発令があった時は、活動を行わない。
- ④ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時、またはその恐れがある時は活動を行わない。
- ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合は活動を行わない。

(4) 配慮事項

- ① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。
- ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。
- ③ 大会参加等移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。
- ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。

4 学校管理下外の生徒の活動について

(1) クラブ等での活動

校長は、個人として学校外のクラブ等に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう努める。

(2) 保護者会主催の活動（クラブ） ※2

校長は、保護者会が設置されている運動部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

※2 保護者会主催の活動（クラブ）とは、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

(3) 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動 ※3 について

校長は、各部顧問に対し、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と「地域スポーツクラブ」の活動日・活動時間を合わせても、本ガイドラインの基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるよう指導する。

なお、校長は、「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

※3 学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほとんど変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、学校の部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」の活動を指す。

「地域スポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

5 責務

(1) 遊佐町教育委員会の責務

- ① 本ガイドラインについて、学校や関連する団体への周知を図る。
- ② 本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図る。
- ③ 適切なスポーツ・文化活動が行われるように、指導者の資質向上のための指導者講習会等について情報提供するなど、研修の場を周知する。
- ④ 教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑤ 学校の部活動及び部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の活動状況の把握に努め、適切に指導・助言を行う。
- ⑥ 学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- ⑦ 学校の部活動が参加する大会・試合等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しに向けた検討を主催者及び各競技団体に要請する。

(2) 学校の責務

- ① 校長は、国、県及び本ガイドラインに基づき、学校ガイドラインを作成し、学校ガイドライン及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ② 校長は、本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・部活動と同じ内容の学校管理下外の活動指導者に周知し、遵守に努める。

- ③ 校長は、部活動及び部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の連携を深めるため、連絡協議会等を設置し適宜開催する。
- ④ 校長は、保護者の理解と協力を得るため、児童生徒や保護者向けに部活動等の運営に関する説明を適切に行う。
- ⑤ 校長は、部活動及び部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。
- ⑥ 校長は、教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑦ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ⑧ 校長は、連絡体制の整備と健康状態の把握に努める。
 - ・ 学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。
 - ・ 各部活動顧問に対し、生徒の既往歴（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- ⑨ 校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。また、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各部活動顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各部活動顧問が確実に使用できるように努める。
- ⑩ 校長は、各部活動顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、特に以下の点について指導する。
 - ・ 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。
 - ・ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が塗れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
 - ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。
- ⑪ 校長は、テスト期間及び感染症の流行等により部活動を自粛または停止するときには、その旨を部活動と同じ内容の学校管理下外の活動等に情報提供し、活動自粛または停止の共通理解を得るようにする。
- ⑫ 校長は、部活動における県外及び宿泊を伴う活動（合宿を含む）について、遊佐町教育委員会の承認を受ける。

(3) 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動代表者の責務

- ① 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動が、「学校の方針のもとに学校の部活動を支える活動」であることを、全構成員に周知する。

- ② 学校と部活動と同じ内容の学校管理下外の活動との連携を密にし、教育委員会と学校の方針に基づき、本ガイドラインの遵守に努める。
- ③ 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動への加入は強制ではなく任意であること、また部活動に加入していても部活動と同じ内容の学校管理下外の活動に加入していない生徒が存在することを周知する。
- ④ 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努める。
- ⑤ 子どもの心身の健康に配慮し、発育発達に応じた適切な指導を行うよう努める。
- ⑥ 子どもや保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- ⑦ 体罰や言葉の暴力など、行過ぎた指導を行わない。
- ⑧ 県外および宿泊を伴う活動（合宿を含む）については、校長に届け出る。
- ⑨ 大会参加等の実施などで、家庭の経済的負担にならないように配慮する。

(4) 指導者の責務

- ① 部活動顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
- ② 部活動顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- ③ 部活動顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。
- ④ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- ⑤ 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努める。
- ⑥ 子どもや保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- ⑦ 子どもや保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- ⑧ 体罰や言葉の暴力など、行過ぎた指導を行わない。
- ⑨ 各団体の指導者は遊佐町教育委員会の方針を理解し、本ガイドラインの遵守に努める。
- ⑩ 大会参加等の実施などで、家庭の経済的負担にならないように配慮する。

(5) 家庭の責務

- ① 子どもの能力、体力及び心身の健康を把握し、発育発達に応じて子どもに過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動に参加できるように努める。
- ② 学校や指導者、ほかの保護者とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。

参考：体罰等の根絶と児童生徒理解に基づくガイドライン

～信頼される学校教育を推進するために～（平成25年7月 山形県教育委員会）

『体罰等の根絶に向けて』

○ 体罰等の許されない指導と考えられるもの

- ① 身体に対する侵害を内容とするもの（教育の指示等で行われるものを含む）
- ② 被害者に肉体的苦痛を与えるようなもの

（例）

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

オ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

カ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

※ ア～カに該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体的接触を行う場合、必要性、適切さに留意すること。

※ 先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないよう注意を払うこと。

○ 正当防衛又は正当行為として考えられるもの

- ① 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使
- ② 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

○ 体罰等の根絶対策

- ① 指導が困難な児童生徒への組織的な対応
 - ・ 一部の教員に任せきりにしない。
- ② 管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり
 - ・ 個人で抱え込まない。
- ③ 児童生徒や保護者の相談体制の整備
 - ・ 相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図る。
- ④ 児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり
 - ・ 児童生徒自らも参画できる手立てを講じ、規律ある風土をつくる。
- ⑤ 各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践
 - ・ 学校体制を見直し、体罰等の根絶に向けた取り組みを強化する。

『 体罰等の根絶に向けて 』

○ 体罰等の許されない指導と考えられるもの

学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記のような発言や行為は体罰として許されない。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例) 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為。
水を飲ませずに長時間ランニングさせる。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

※ ①～⑥に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体的接触を行う場合、必要性、適切さに留意すること。

※ 先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われぬよう注意を払うこと。

○ 肉体的、精神的な負荷として考えられるもの

計画に則り、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

(例) バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

○ 教育上必要があると認められるときに行われると考えられるもの

部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは想定されるものと考えられる。

(例) 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

○ 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるもの

生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例) 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

(例) 相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。